Ｅ．国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ロ．歳出改革					
（ゴミゼロ作戦） ○ＰＣＢ廃棄物の拠点的処理施設の整備等を推進し、ＰＣＢ廃棄物の処理体制の確保を図る。	環境省	北九州市におけるＰＣＢ廃棄物拠点的処理施設について着工するとともに、愛知県豊田市、東京都、北海道室蘭市及び大阪市においては、処理施設の着工に向けた取組が進められているところである。	３０年間にわたり保管がなされている、ＰＣＢ廃棄物の処理施設について５事業が具体化した。	施設立地の具体化されていない地域の早急な体制整備が必要。	引き続きＰＣＢ廃棄物拠点的処理施設の整備を推進する。

E．国と地方の在り方、地域活性化	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ホ．その他の制度改革					
⑸ 地域力戦略 （地域産業の活性化） ・農林水産省は、規制改革による林業への民間事業体の新規参入、事業再編の促進、木材の品質向上・供給ロットの拡大等による経営力の強化を通じ、林業や地域産業の活性化、雇用拡大、並びに森林整備保全、地球温暖化防止を図る。また関係府省は、森林の果たす公益的機能や森林管理に果たす地域の役割の重要性等を踏まえ、適正な森林管理のあり方を検討する。	農林水産省、環境省	・ＣＯ２吸収源として、また、生物多様性保全上、重要な役割を担う我が国の森林について、保全・整備の一層の推進方策を検討することにより、地球温暖化防止国内対策の具体化と新・生物多様性国家戦略の着実な実施を進めるため、環境省と農林水産省は、平成１４年５月２１日「地球環境保全のための森林保全整備に関する協議会」を設置した。 さらに当該協議会において、CO2吸収源として、また生物多様性保全上も重要な役割を担う森林の保全整備について、各方面の有識者の参画を得て、大所高所より骨太の方針を出すことを目的とした「地球環境保全と森林に関する懇談会」の設置が決定された。 また、平成15年度税制改正要望として、環境省と農林水産省は、「植林費の損金算入の特例措置」、「山林所得に係る森林計画特別控除」の２年間の延長を共同要望し、平成16年度までの延長が認められた。	・「地球環境保全と森林に関する懇談会」における議論の結果、平成１４年９月、懇談会の報告が取りまとめられた。		②平成15年度 モニタリングサイト1000の設置（重要生態系監視地域モニタリング推進事業費：平成１５度予算額400百万円） グリーンワーカー制度の拡充（国立公園等民間活用特定自然環境保全活動事業：平成１５年度予算額１５０百万円） ③それ以降 保護地域等について、その拡充を含め、巡視の強化やモニタリングサイト１０００の設置による長期的観測の充実などにより、保全管理の強化を図る。 林野庁、環境省等が連携しつつ、継続的な森林の整備・保全を通じて都市住民等の雇用を確保する「緑の雇用」を進めるとともに、国立公園等において、動植物の保護、環境美化活動等を行うグリーンワーカー制度の拡充など、自然や社会を熟知した地元住民の雇用、NPO等の連携による保護地区等の貴重な森林や里山の二次林の保全・管理の充実を図る。 また、「植林費の損金算入の特例措置」、「山林所得に係る森林計画特別控除」の平成16年度までの延長により、引き続き林業の促進を図る。

・バイオマスについて年内に「戦略」を策定－工程管理と評価システム（効率性、コスト）に留意	農林水産省 環境省 内閣府 文部科学省 経済産業省 国土交通省	・平成１４年１２月２７日に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定。 ・戦略の工程管理と評価を行う推進体制として、関係府省による「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」、推進会議への提言等を行う「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザリーグループ」を平成１５年２月に設置予定。	・生物由来の有機性資源であるバイオマスをエネルギーや製品として総合的に利活用し、持続的に発展可能な社会を実現するための国家戦略として、２０１０年を目途とする具体的な数値目標や実施主体・実施時期を明示した７８の具体的行動計画を策定し、政府が一体となって推進していく姿勢を明らかにした。 ・地域活性化等の一手段としてバイオマス活用を進めるため、地方自治体において特別のプロジェクトチームを立ち上げたり、具体的なプロジェクトの検討を各地で開始。	・バイオマスの生産、収集・輸送、変換、利用の各段階が有機的につながり、全体として経済性がある循環システムを各地で構築。	①第156回国会会期末 ・平成１５年度バイオマス関連予算の着実な執行 ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討 ②平成15年末 ・各地での具体的な取組の効率的な支援に向けた平成１６年度政府予算案の検討、決定 ③それ以降 ・総合戦略の進捗状況のフォローアップ ・バイオマス活用を更に進めるための方策について、推進会議、アドバイザリーグループにおいて検討

F．デフレ対応	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
二．金融システム改革					
2.新しい企業再生の枠組み (4)企業と産業の再生のための新たな仕組み ・産業再生・雇用対策戦略本部の設置（11月12日）。 ・産業再生機構（仮称）設立準備室の設置（11月8日）。	内閣府 （産業再生機構設立準備室）	・産業再生・雇用対策戦略本部第4回会合（12月19日）において、「企業・産業再生に関する基本指針」を決定。 ・「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出	・１００以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、３ヶ月弱の期間で法案を準備。 ・内容をわかりやすく国民に説明するため５３項目からなるQ＆Aを作成し、法案の提出とともに公表。	・個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。	①法案の成立 ②機構の設立及び円滑な運営 ③平成１６年度末までに集中的に債権を買取、その後３年以内に取得した債権等の処分を行う。

F．デフレ対応	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
ニ．金融システム改革					
②「産業再生機構（仮称）」の創設 ・企業再生に取り組むための新たな機構（産業再生機構（仮称））を預金保険機構の下に整理回収機構（ＲＣＣ）と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会（仮称）」を設ける。 ・機構は、再生企業への追加融資や出資、信託、保証機能等を備える金融機関（株式会社形態かつ存続期間を設定）とする。機構の設立及び運営は、金融界や産業界に相当規模の専門家の派遣を要請するなど、可能な限り民間部門の人的・資金的な支援を得て行うとともに、政府として、関係省庁からの出向や機構の資金調達に対する政府保証の付与など、所要の人的・財政的支援を行う。 ・機構とメインバンクで企業の債権の相当部分を保有し、強力に企業のリストラ・経営再建を推進する。企業再生策の作成は、メインバンクの情報、ノウハウ、資金（つなぎ資金、ニューマネー）、人材を最大限活用する。機構は、政府全体の協力を得て、業界内での再編なくして再生不能と考えられる企業について、機構内に集積された情報を踏まえ、「基本指針」に従い、産業の再編も視野に入れた企業の再生策を樹立・実行する。政策金融機関の出融資も活用する。	内閣府	「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出	・１００以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、３ヶ月弱の期間で法案を準備。 ・内容をわかりやすく国民に説明するため５３項目からなるＱ＆Ａを作成し、法案の提出とともに公表。	・個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。	①法案の成立 ②機構の設立及び円滑な運営 ③平成１６年度末までに集中的に債権を買取、その後３年以内に取得した債権等の処分を行う。

ホ．その他

②「産業再生機構（仮称）」の創設 ・企業再生に取り組むための新たな機構（産業再生機構（仮称））を預金保険機構の下に整理回収機構（ＲＣＣ）と並んで創設する。同機構は、「基本指針」に従い、金融機関において「要管理先」等に分類されている企業のうち、メインバンク・企業間で再建計画が合意されつつある等により当該機構が再生可能と判断する企業の債権を、企業の再生を念頭に置いた適正な時価で、原則として非メインの金融機関から買い取る。再建計画及び買取価格等の適正性を担保するため、機構内に有識者からなる「産業再生委員会（仮称）」を設ける。 ・機構は、再生企業への追加融資や出資、信託、保証機能等を備える金融機関（株式会社形態かつ存続期間を設定）とする。機構の設立及び運営は、金融界や産業界に相当規模の専門家の派遣を要請するなど、可能な限り民間部門の人的・資金的な支援を得て行うとともに、政府として、関係省庁からの出向や機構の資金調達に対する政府保証の付与など、所要の人的・財政的支援を行う。 ・機構とメインバンクで企業の債権の相当部分を保有し、強力に企業のリストラ・経営再建を推進する。企業再生策の作成は、メインバンクの情報、ノウハウ、資金（つなぎ資金、ニューマネー）、人材を最大限活用する。機構は、政府全体の協力を得て、業界内での再編なくして再生不能と考えられる企業について、機構内に集積された情報を踏まえ、「基本指針」に従い、産業の再編も視野に入れた企業の再生策を樹立・実行する。政策金融機関の出融資も活用する。	内閣府	「株式会社産業再生機構法案」及び「株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を通常国会に提出	・１００以上のヒアリングを実施し、マーケットの最新の情報・ノウハウを活用して、３ヶ月弱の期間で法案を準備。 ・内容をわかりやすく国民に説明するため５３項目からなるＱ＆Ａを作成し、法案の提出とともに公表。	・個別事業の再生支援による我が国産業の再生、不良債権の処理の促進による信用秩序の維持及び金融仲介機能の回復のため、機構を可能な限り早期に設立する。	①法案の成立 ②機構の設立及び円滑な運営 ③平成１６年度末までに集中的に債権を買取、その後３年以内に取得した債権等の処分を行う。 ・

Ｆ．デフレ対策	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
二．金融システム改革					
（銀行等株式保有制限及び株式取得機構） ①機構の存続期間は、設立後10年までとし、買取期間経過後買取株式を全額売却した際には解散する。	金融庁	法律に基づき、機構の定款において、機構の解散事由として、①設立後10年までとする、②買取株式を全て処分した場合とする旨を規定。	機構は平成14年1月30日に設立され、銀行等からの株式買取りを開始。平成18年9月末まで買取りを行い、その後、機構の存続期間内に買取株式の売却を行うこととした。		

Ｆ．デフレ対策	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
イ．税制改革					
・金融資産課税の見直しを検討する。	財務省・総務省・金融庁	・平成１５年度税制改正において、上場株式等の配当及び公募株式投資信託の収益分配金並びに上場株式等の譲渡益について、２０％源泉徴収で納税が完了する仕組み（申告不要）を導入するとともに、今後、５年間１０％の優遇税率を適用する。また、公募株式投資信託の償還（解約）損と株式等譲渡益との通算を可能とすることとしている。	第156回国会に、平成15年度税制改正法案を提出。		①第156回国会において平成15年度税制改正法案の年度内成立を図る。法案の成立・施行にあたっては、新しい制度が国民に利用されるよう政府広報等の手段によりPR・情報提供を行う。

F．デフレ対策	関係府省等	対応状況	主な成果	課題	これからの取り組み
二．金融システム改革					
1．新しい金融システムの枠組み (1)安心できる金融システムの構築 (ウ)モニタリング体制の整備	金融庁	・「金融問題タスクフォース」を年内立上げ。公認会計士、弁護士、学者、産業界関係者、金融実務家等からメンバーを選定。	・タスクフォースを設置、メンバー公表(12月27日)。第1回会合(1月22日)、第2回会合(2月26日)、第3回会合(3月13日)を開催。		・タスクフォースを随時開催。
(2)中小企業貸出に対する十分な配慮 (ウ)中小企業貸出計画未達先に対する業務改善命令の発出	金融庁	・平成15年3月期決算から適用。	・みずほHDに対して業務改善命令を発出(1月31日)。		・引続き各期決算において対応。
(3)平成16年度に向けた不良債権問題の終結 (ア)政府と日銀が一体となった支援体制の整備 ①日銀特融による流動性対策	金融庁	・必要な場合には、直ちに対応。			・必要な場合には、直ちに対応。
②預金保険法に基づく公的資金の投入	金融庁	・必要な場合には、直ちに対応。			・必要な場合には、直ちに対応。
③検査官の常駐的派遣	金融庁	・銀行法、商法等の関係にも留意しつつ、具体的な実施方法について年度内に整理し、必要な対応等をとる。			・銀行法、商法等の関係にも留意しつつ、具体的な実施方法について年度内に整理し、必要な対応等をとる。

(イ)「特別支援金融機関」における経営改革 ①経営者責任の明確化	金融庁	・厳しく対応。			・厳しく対応。
②適切な管理方法(「新勘定」、「再生勘定」)	金融庁	・具体的な仕組みについて年度内に整理。	・庁内に検討チームを設置し、検討中。		
③事業計画のモニタリング	金融庁	・「金融問題タスクフォース」を平成14年内に立上げ。	・タスクフォースを設置、メンバー公表(12月27日)。第1回会合(1月22日)、第2回会合(2月26日)、第3回会合(3月13日)を開催。		・タスクフォースを随時開催。
(ウ)新しい公的資金制度の創設	金融庁	・制度の必要性などについて、金融審議会において議論を開始し、半年程度で結論。	・金融審議会(第二部会)を開催し、公的資金制度に関するWGを設置(12月19日)。WGメンバーを公表(12月27日)。第1回会合(1月16日)、第2回会合(2月27日)、第3回会合(3月13日)を開催		・制度の必要性などについて、金融審議会において議論を開始し、半年程度で結論。

3.新しい金融行政の枠組み (1)資産査定の厳格化 (ア)資産査定に関する基準の見直し ①引当に関するDCF的手法の採用	金融庁	・日本公認会計士協会に検討要請(11月12日)。同協会において特別チームを結成し、DCF方式に基づく合理的な算定方法について平成15年3月期決算に間に合うよう早急に検討。 ・検査・監督の立場から同協会と調整を行うための連絡協議会を設置(11月15日公表)。平成15年3月期決算に間に合うように検査マニュアルを改正。 ・日本公認会計士協会が検討結果を公表。(2月25日)	・同特別チームで検討開始(11月14日)。 ・ガイドラインを作成し、公開草案を公表(12月26日)。 ・同協議会を設置(11月15日)、検討を開始。 ・検査マニュアル改訂案を公表し、パブリックコメント(12月26日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(2月25日)。		・平成15年3月期決算から適用。
②引当金算定における期間の見直し	金融庁	・日本公認会計士協会に検討要請(11月12日)。同協会において特別チームを結成し、早急に検討。 ・連絡協議会において、会計基準における平均残存期間の取扱い、わが国の金融への影響(中小企業金融、貸出約定期間)等の観点から、調整・検討。 ・日本公認会計士協会が検討結果を公表。(2月25日)	・同特別チームで検討開始(11月14日)。 ・1年・3年基準問題に関する検討状況の公表(12月26日)。 ・同協議会を設置し(11月15日)、検討を開始。 ・検査マニュアル改訂案を公表し、パブリックコメント(12月26日)。 ・検査マニュアルを改訂・公表(2月25日)。		・平成15年3月期決算から適用。
③大口債務者に対する銀行間の債務者区分の統一	金融庁	・年内に体制整備。平成15年1月よりスタートする検査から適用。	・年内に体制整備。平成15年1月よりスタートする検査から適用。		

④デット・エクィティ・スワップの時価評価	金融庁	・取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行、日本公認会計士協会に要請。	・取引の時期を問わず、時価評価を適用することを主要行、日本公認会計士協会に要請。		
⑤再建計画の厳格な検証	金融庁	・平成14年内に検証チーム(企業再建に精通した専門家、公認会計士、弁護士、不動産鑑定士等)を設置。平成15年1月以降の検査において、検査班に対して情報提供・助言を行うとともに、自らも検査に参加。	・「再建計画検証チーム」を設置(12月24日)。		
⑥担保評価の厳正な検証	金融庁	・平成15年3月期決算から適用。	・主要行に要請(3月14日)。		・平成15年3月期決算から適用。
(イ)特別検査の再実施	金融庁	・平成15年3月期決算に向けて実施。	・主要行に対して実施を通告(1月27日)。		
(ウ)自己査定と金融庁検査の格差公表	金融庁	・主要行の自己査定と検査結果の格差を公表(11月8日)。	・主要行の自己査定と検査結果の格差を公表(11月8日)。		
(エ)自己査定の是正不備に対する行政処分の強化	金融庁	・事務ガイドラインを年内に改正。	・事務ガイドラインを改正・公表(12月10日)。		
(オ)財務諸表の正確性に関する経営者による宣言	金融庁	・一般上場企業等を対象に金融審議会において検討中(年内に結論)。同検討結果を踏まえ、年度内に内閣府令を改正し、主要行に平成15年3月期決算からの実施を要請。	・金融審議会(第一部会)報告(12月16日)を踏まえ、一般上場企業等を対象として、年度内に内閣府令を改正し、主要行に平成15年3月期決算からの実施を要請。現在パブリックコメント中。		

(2)自己資本の充実 (ア)自己資本を強化するための税制改正 ①引当金に関する新たな無税償却制度の導入	金融庁	・関係府省に要望(11月7日)。	・関係府省に要望(11月7日)。 ・平成15年度与党税制改正大綱(12月13日)において、「繰延税金資産の取扱いをはじめ、金融行政、企業会計制度を含む全体としての対応策とあわせ、税制上の措置についても検討を続ける」とされた。		
②繰戻還付金制度の凍結措置解除	金融庁				
③欠損金の繰越控除期間の延長検討	金融庁				
(イ)繰延税金資産に関する算入の適正化	金融庁	・厳正な評価について主要行に要請。 ・算入上限については、金融審議会において年内に検討開始。速やかに検討。法律、会計、税制等の幅広い観点から検討。	・厳正な評価について主要行に要請(11月11日)。 ・金融審議会(第二部会)を開催し、自己資本比率規制に関するWGにおいて検討することを決定(12月19日)。第1回会合を開催(2月6日)。		・算入上限については、金融審議会において年内に検討開始。速やかに検討。法律、会計、税制等の幅広い観点から検討。
(ウ)繰延税金資産の合理性の確認	金融庁	・厳正な監査を日本公認会計士協会に要請(11月12日)。公認会計士協会会長から主要行の監査人に対し厳格な監査を求める通牒を公表(2月25日)。検査で厳しく検証。	・厳正な監査を日本公認会計士協会に要請(11月12日)。公認会計士協会会長から主要行の監査人に対し厳格な監査を求める通牒を公表(2月25日)。検査で厳しく検証。		・検査で厳しく検証。
(エ)債務者に対する第三者割当増資部分の検討	金融庁	・年度内に実施。第三者割当増資時のコンプライアンスについて、事務ガイドラインを整備。検査・監督でチェック。	・事務ガイドラインを改正・公表(2月21日)。		・検査・監督でチェック。
(オ)銀行の自己資本のあり方に関する考え方の整理	金融庁	・金融審議会において速やかに検討。	・金融審議会(第二部会)を開催し、自己資本比率規制に関するWGにおいて検討することを決定(12月19日)。第1回会合を開催(2月6日)。		・金融審議会において速やかに検討。

(カ)自己資本比率に関する外部監査の導入	金融庁	・平成15年3月期決算から適用。銀行法施行規則等において定める業務報告書の様式の見直し。	・業務報告書の様式の見直しについて検討中。		
(3)ガバナンスの強化 (ア)外部監査人の機能	金融庁	・日本公認会計士協会に要請(11月12日)。公認会計士協会会長から主要行の監査人に対し厳格な監査を求める通牒を公表(2月25日)。	・日本公認会計士協会に要請(11月12日)。公認会計士協会会長から主要行の監査人に対し厳格な監査を求める通牒を公表(2月25日)。		
(イ)優先株の普通株への転換	金融庁	・年度内にガイドラインを整備。早期健全化法等に基づく資本注入行に対するガバナンスの強化として考え方を整理。 ・転換の具体的な諸条件について検討し、運用ガイドラインを整備。	・ガイドラインの整備に向けて検討中。		
(ウ)健全化計未達先に対する業務改善命令の発出	金融庁	・年度内にガイドラインを整備。早期健全化法等に基づく資本注入行に対するガバナンスの強化として考え方を整理。 ・健全化計画等の未達に関しては、その原因と程度に応じて必要性を判断し、行政処分を行うとともに、改善が為されない場合は、責任の明確化を含め厳正に対応する方向でガイドラインを整備。			
(エ)早期是正措置の厳格化	金融庁	・事務ガイドラインを年内に改正。早期是正措置に係る命令を受けた金融機関の自己資本比率改善までの期間を3年から1年へ短縮等。 ・引き続き、地域金融機関との関係に配意しつつ、早急に検討。	・事務ガイドラインを改正・公表(12月10日)。 ・より早期の経営健全化を促す。 ・金融審議会「リレーションシップバンキングのあり方に関するWG」及び「自己資本比率に関するWG」の議論を踏まえつつ検討。		・引き続き、地域金融機関との関係に配意しつつ、早急に検討。

(オ)「早期警戒制度」の活用	金融庁	・事務ガイドラインを年内に改正。	・事務ガイドラインを改正・公表(12月10日)。 ・早期是正措置の対象とならない金融機関にも、早め早めの経営改善を促す。		
4.今後の対応	金融庁	・中小・地域金融機関の不良債権処理については、「リレーションシップバンキング」のあり方を金融審議会で検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定。	・金融審議会(第二部会)を開催し、リレーションシップバンキングのあり方に関するWGを設置し、検討を開始(12月19日)。 ・WGの第1回会合(1月15日)、第2回会合(1月28日)、第3回会合(2月10日)、第4回会合(2月18日)、第5回会合(3月5日)、第6回会合(3月11日)を開催。		・金融審議会で検討の上、年度内を目途にアクションプログラムを策定。